

## 「多重債務者相談強化キャンペーン 2012」について

平成 24 年 8 月 10 日  
多重債務者対策本部長決定

### 1. 趣旨

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、多重債務者対策本部は、「多重債務問題改善プログラム」を決定し、多重債務者向けの相談窓口の整備等、直ちに取り組むべき網羅的な施策をとりまとめた（平成 19 年 4 月 20 日）。全国の自治体における相談窓口の整備については、本「プログラム」に基づき、平成 19 年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成 19 年 12 月 10 日～16 日実施）、平成 20 年度～23 年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」（平成 20～23 年の 9 月 1 日～12 月 31 日実施）等を経て、着実に取組みが進められている。

平成 22 年 6 月 18 日には、貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生を抑制すべく、改正貸金業法が完全施行された。完全施行後の状況としては、貸金業から 5 件以上無担保無保証借入の残高がある人数は平成 18 年度と比べて減少しているなど、相応の効果があったものと評価される。こうしたことから、現時点で制度につき直ちに見直すべき点はないと考えられるが、一方で、多重債務者は一定数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要がある。

このため、本年度も引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン 2012」を実施することとし、特に、事業者向けの相談の実施、相談窓口における家計相談への対応、生活再建のためのセーフティネット制度の紹介、ヤミ金やクレジットカードのショッピング枠の現金化、金貨金融等の利用防止に係る周知・広報を行うこととする。

### 2. 期間

平成 24 年 9 月 1 日（土）～12 月 31 日（月）までの 4 ヶ月間

### 3. 主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）

### 4. 実施概要

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センターの連名で、別添 1 のとおり、都道府県、中小企業団体（注）に呼びかけ、キャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会及び中小企業団体（注）が共同で消費者及び事業者向けの無料相談会を行う。その他、実施に関し必要な事項については別添 2 のとおり定める。

注）中小企業団体とは、全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会。